

川崎市上下水道局経営戦略会議要綱

(令和3年3月30日2川上経企第210号)

(設置)

第1条 上下水道局における水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「局事業」という。）の運営に関し、各部門における重要施策等について審議、調整等を行うとともに、情報の共有化を図ることにより、局事業の一体的かつ効率的運営を確保するため、上下水道局経営戦略会議（以下「経営戦略会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 経営戦略会議は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）、担当理事、部長等（経営戦略室長、総務部長、総務部担当部長（財務担当）、サービス推進部長、水道部長、下水道部長及び下水道部担当部長（下水道施設担当）をいう。以下同じ。）、経営戦略室の経営戦略・企画調整担当の担当課長及び庶務課長をもって構成する。

(開催)

第3条 経営戦略会議は管理者が主宰し、定期的に又は必要に応じて開催するものとする。

(付議事案)

第4条 経営戦略会議に付議する事案は、次のとおりとする。

(1) 決定事項

- ア 各事業における重要な計画及び施策の基本方針に関すること。
- イ 新規の課題等の対応方針に関すること。
- ウ 組織、財政等に係る基本的事項
- エ その他管理者が特に必要と認める事項

(2) 報告事項

- ア 各事業における重要な計画、施策及び課題の進行管理に関すること。
- イ 各部・室相互の情報共有が必要な事項
- ウ その他管理者が特に必要と認める事項

(付議の手續)

第5条 部長等は、経営戦略会議に付議する事案があるときは、所定の期日までに、当該事案にその趣旨及び資料を添え経営戦略室長に提出するものとする。

2 担当理事及び経営戦略室長は、管理者の指示に基づき、経営戦略会議に事案を付議するときは、部長等に対し、当該事案にその趣旨及び資料を添え提出するよう求めるものとする。

3 担当理事及び経営戦略室長は、経営戦略会議に付議する事案があると認めるときは、部長等に対し、当該事案にその趣旨及び資料を添え提出するよう求めることができる。

4 経営戦略室長は、前3項の規定により事案の提出を受けたときは、必要に応じて事前の調整等を行い、当該事案を経営戦略会議に付議するものとする。

(付議決定事項の処理)

第6条 部長等は、付議決定事項のうち、必要と認めるものについては、速やかに関係職員に示達しなければならない。

(関係職員の出席)

第7条 管理者は、必要に応じて、関係職員を経営戦略会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 経営戦略会議の庶務は、経営戦略室において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(川崎市上下水道局経営会議要綱の廃止)

2 川崎市上下水道局経営会議要綱（平成22年5月7日22川上経第90号）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。